

あまがさきコロナ対策プロダクツ認証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する製品等を本市が「あまがさきコロナ対策プロダクツ」として認証することで、市民の感染症に対する意識の啓発と感染症の拡大防止を図るとともに、当該製品を顕彰し、その効果等を市内外に広く知らしめることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製品 感染症等の拡大防止に資するもので、市内で製造又は開発したもの
- (2) 被認証者 あまがさきコロナ対策プロダクツ認証の認証を受けた者

(認証の名称)

第3条 この要綱による認証は「あまがさきコロナ対策プロダクツ認証」と称する。

(認証対象者)

第4条 あまがさきコロナ対策プロダクツ認証（以下、「認証」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 対象となる製品の製造又は開発を行っている者
- (3) 市税の滞納をしていない者

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする者は、あまがさきコロナ対策プロダクツエントリーシート（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 製品を確認できる書類（製品カタログ等）
- (2) 製品の製造又は開発元が市内であることが確認できる書類（会社概要等）
- (3) 第1号及び第2号に掲げる製品が感染症等拡大防止対策に有用であることが客観的に確認できる書類（検査結果表等）
- (4) 登記事項証明書（発行後6箇月以内のもの。個人の場合は住民票又は運転免許証〔運転経歴証明書〕若しくはマイナンバーカード）
- (5) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書等（発行後6箇月以内のもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号及び第5号に掲げる書類については、写しでの提出も可能とする。

(認証の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、認証書（様式第2号）を交付する。なお、認められない場合はその理由をあまがさきコロナ対策プロダクツ不認証通知書（様式第3号）にて通知する。

(認証の取り消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被認証者への認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取り消しの届け出があったとき

(2) 不正な認証の明示があったとき

(3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号から第4号のいずれかに該当するとき

(4) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 市長は、この要綱に重大な違反をして認証を受け、又は本認証に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに被認証者の受けた認証の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。

3 市長は、第1項に基づき認証を取り消した場合は、その旨を該当者にあまがさきコロナ対策プロダクツ認証取消通知書（様式第4号）にて通知するものとする。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。